

業務指示書

パラオ国海洋養殖普及センター施設改善計画準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年9月2日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 木戸 正巳 Kido.Masami@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年9月7日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません

() 認めます

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 一者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなりません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員にはなりません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の回員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
- 注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
- 注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
- 注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は囑託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：無償資金協力水産施設型案件に係るBD/DD/OD/SV

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は 名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（業務主任／水産養殖・研究計画／運営・維持管理計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：水産養殖及び水産施設運営・維持管理に関する各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：パラオ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 施設建築計画】

- 1) 類似業務の経験：施設建築計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 養殖設備設計計画】

- 1) 類似業務の経験：養殖設備設計に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：パラオ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年9月11日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
「第3 業務実施上の条件 5. 現地再委託等」における以下の自然条件調査に係る経費は、現地再委託又は本体契約の直営実施のいずれによる場合に関わらず別見積りとする。(ただし、本体契約の直営実施の場合には直接人件費、その他原価及び一般管理費の別見積り計上は認めない。) ① 海象・海底調査 ② 地下水調査 ③ 地形測量 ④ 地質調査 ⑤ 地盤調査 ⑥ 気象調査 ⑦ 水質調査
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して下さい。
(1 = 円, US\$1 = 122.74 円, EUR1 = 136.19 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
- () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任/水産養殖・研究計画/運営・維持管理計画
施設建築計画
養殖設備設計計画

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人数

9.13 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年9月29日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。
 - ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
 - ②業務の実施方針等
 - ③業務従事予定者の経験・能力
 - ④若手育成加点*
 - ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
パラオ国海洋養殖普及センター施設改善計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	9.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 <small>業務主任／水産養殖・研究計画／運営・維持管理計画</small>	(30.00)	()
ア) 類似業務の経験	12.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	
ウ) 語学力	5.00	
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	
オ) その他学位、資格等	4.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 施設建築計画	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 養殖設備設計計画	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

太平洋中西部に位置するパラオ共和国は、約300の島々から構成され（面積408km²、排他的経済水域600,000km²）、人口は約2.1万人（2013）、一人当たりのGNIは10,907米ドル（2013）である。日本はパラオの主要貿易相手国であり、対日輸出のうち水産物が98%を占め、日本は同国との間で漁業協定を有し、日本国漁船が同国の排他的経済水域（EEZ）で操業するなど、とりわけ漁業分野での関係が深い。

「パラオ国家開発計画2020」において、水産業は伝統的な基幹産業として位置付けられており、自然環境と調和の取れた海洋資源の持続的な開発を目指し、養殖普及、沿岸・沖合漁業の規制やモニタリング等の取り組みが重要とされている。この一環で、同国の天然資源環境観光省海洋資源局（Bureau of Marine Resources (BMR), Ministry of Natural Resources, Environment and Tourism）は、1980年代に米国の支援で整備されたパラオ海洋養殖普及センター（Palau Mariculture Demonstration Center : PMDC）において、シャコガイの種苗生産や周辺海域での中間育成による海洋資源の増殖を実施している。

一方、2012年に、同国の南側に位置するロック・アイランドが世界遺産に登録されたこともあり、世界有数の豊かさを誇るサンゴ礁とその生態系に魅せられた多くの観光客が同国を訪問し、観光収入（164百万米ドル）はGDPの約60%を占めるなど、近年、観光業は最重要産業の一つとなっている。

しかしながら、観光客の増加（2001年に5万人であった観光客総数は、2014年には14万人に達し、そのうち日本人観光客は約4万人を占める。）とともにシャコガイの漁獲圧が高まっており、シャコガイは食用としてパラオ国内で地元の人々や観光客に利用されるだけでなく、アジア等に向けて輸出されている。また、観賞用や装飾品としても欧米を中心とした各国に輸出されており、容易に採取できる天然シャコガイが枯渇の危機に瀕している。これを受け、同国で唯一シャコガイの種苗生産を担うパラオ海洋養殖普及センターは、シャコガイ資源の回復に向けて取り組んでいるが、施設の老朽化等に伴う取配水システムの能力低下、幼生飼育水槽の破損、中間育成水槽の漏水等により、種苗生産の量や効率が低下するなど支障を来たしており、早急な施設の改善が求められている。

かかる状況の下、パラオ政府は、パラオ海洋養殖普及センターの改修を通じてシャコガイの種苗生産を強化することにより、同国のシャコガイの枯渇を防ぎ、海洋資源の持続的な開発及び観光業等産業の活性化に資することを目的に、同センターの全面的な改修を内容とする無償資金協力「パラオ海洋養殖普及センター施設改善計画」（以下、本計画）を我が国に要請した。

本計画は、パラオ海洋養殖普及センターにおいて効率的にシャコガイ種苗を生産し、シャコガイ養殖業者を育成するための機能を強化することで、養殖普及や種苗生産を強化するための養殖施設の整備を目指す天然資源環境観光省・海洋資源局の5か年計画（5-year Strategic Plan 2013-2018）に貢献するものである。

かかる背景を踏まえ、「パラオ海洋養殖振興センター施設改善計画協力準備調査」（以下、本業務）は、要請案件実施の必要性及び妥当性を確認の上、無償資金協力事業として適切な概略設計を行い、事業計画を策定し、概略事業費を積算することを目的として実施する。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクトの目標

パラオ海洋養殖普及センターの改修及び機材供与により、シャコガイ等貝類の種苗の増産、前浜での中間育成を図ることでシャコガイの枯渇を防ぎ、もって同国の海洋資源の持続的な開発に寄与する。

(2) プロジェクトの成果

パラオ海洋養殖普及センターが改修され、機材が整備される。

(3) 我が国への要請概要

① 建築

・海洋養殖普及センター RC 造2 階建て (述べ床面積920㎡)

(1 階諸施設)

潜水器具倉庫、作業所、倉庫、仮眠室、台所、準備室、ウェットラボ／孵化室、トイレ、シャワー室、展示室、エントランス、ギフトショップ、シャコガイ販売所、倉庫、準備室、来場者用トイレ

(2 階諸施設)

所長室、専門家室、スタッフ室、図書室／会議室、トイレ、給湯室、台所、宿泊室 (4 室)、トイレ／シャワー室 (2 室)

・機械／高架水槽棟 RC 造平屋建て (床面積40㎡)

・飼育場上屋 木構造 (面積約1,200㎡)

② 設備

・海水取水システム 海水、エア、非常用電力供給システム

・太陽光発電システム 約50kW

③ 土木

・スリップウェイ 約40m

・係船岸壁改修 階段、防舷材、係船柱、手動ホイスト等

④ 外構

・駐車場

・ボート置場

・水槽設置用土間、排水溝等

⑤ 機材

・シャコガイ養殖／販売用機材

各種FRP 水槽、ポリカーボネート水槽、ポリエチレン水槽、作業台、各種プラスチック容器、籠、秤等

・ラボラトリー用機材

塩分濃度屈折計、デジタル水温計、棒温度計、生物顕微鏡、実体顕微鏡、各種ガラス機器、実験室用品、冷蔵庫、冷凍庫等

・普及、データ入力用機材

スクリーン、プロジェクター、パソコン、UPS、ネットワーク機器、プリンター、スキャナ等

(4) 対象地域（サイト）

コロール州マラカル島

(5) 関係官庁・機関

① 主管官庁

天然資源環境観光省・海洋資源局 (Bureau of Marine Resources (BMR), Ministry of Natural Resources, Environment and Tourism)

② 実施機関

パラオ海洋養殖普及センター (Palau Mariculture Demonstration Center : PMDC)

(6) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動

- ① 科学技術協力「サンゴ礁島嶼系における気候変動による危機とその対策プロジェクト」(実施中)
- ② 無償資金協力「パラオ国際珊瑚礁センター建設計画」(実施済)
- ③ 技術協力プロジェクト「国際サンゴ礁センター強化プロジェクト」(実施済)
- ④ 技術協力プロジェクト「サンゴ礁モニタリング能力向上プロジェクト」(実施済)
- ⑤ 水産無償資金協力「パリリュー州北部整備計画」(実施済)
- ⑥ 水産無償資金協力「カヤンゲル州漁業施設改善計画」(実施済)
- ⑦ 水産無償資金協力「ペリリュー州漁村開発計画」(実施済)
- ⑧ 水産無償資金協力「小規模漁村環境整備計画」(実施済)
- ⑨ 水産無償資金協力「水産物流通改善計画」(実施済)
- ⑩ 水産無償資金協力「漁村開発計画Ⅰ期／Ⅱ期、Ⅱ期／Ⅲ期、Ⅲ期／Ⅳ期」(実施済)
- ⑪ 水産無償資金協力「小規模漁業振興計画」(実施済)

3. 業務の目的

無償資金協力（水産無償）の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、事業効果及び技術的・経済的妥当性を検討の上、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側負担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、パラオ政府から要請のあった「パラオ海洋養殖普及センター施設改善計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、当機構がパラオ側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 調査手法及び調査項目

より効率的かつ効果的な調査手法等を検討するとともに、本業務指示書に記載している事項以外にも必要と判断する調査項目があれば、プロポーザルに記載して提案する。

(2) 現地調査の実施方法

本業務においては、①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な情報の収集、先方との協議を行うための調査、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための調査の2回の現地調査を予定している。

それぞれの現地調査に際しては、当機構から調査団員を参加させることを想定している。

(3) 計画内容の確認プロセス

本業務は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分当機構と協議する。

なお、特に以下の3つの段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、内容を確認することとする。

① 第1次現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を帰国後10日以内に取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

② 設計・積算方針決定時

第1次現地調査及び国内作業の結果を踏まえて、プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画をとりまとめ、複数の代替案を設定し、比較検討を行った上で、最適案を協議・決定する。

③ 第2次現地調査出発前

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書(案)」に基づき、計画内容を確認する。

(4) 調査時の留意事項

① 妥当性の確認

パラオにおけるシャコガイの需給動向及びパラオ海洋養殖普及センターの概況(ヒレナシシャコガイ、ヒレシャコガイ、シラナミ、ヒメシャコガイ及びシャゴウの5種類の二枚貝の種苗生産量、研究・普及活動)及び実施体制、同国内のシャコガイ養殖業者数及びシャコガイ消費量、さらには、シャコガイの輸出量を確認し、本計画の実施の妥当性及び改修後の活用計画について十分確認することが重要である。

② 要請内容の確認

本プロジェクトは、パラオにおけるシャコガイ等貝類の需給動向等のデータや根拠を基に、必要とされる規模、適切なコストかつ機能的なものとする。さらに、気候風土、自然環境・景観、社会慣習に十分配慮した材質や施設設計、配置計画を行うこと

とする。なお、施設・機材計画の内容・仕様・規模・数量等は、パラオ海洋養殖普及センターの実施体制、施設運営・維持管理費、シャコガイ等貝類の種苗の需給動向を勘案するとともに、同センターにおけるシャコガイ等貝類の種苗生産及び技術研修・普及活動、生産された種苗の流通の実態、民間養殖業者数、養殖シャコガイ生産量、地域住民及び観光客等のその他受益者数、維持管理の容易性、施設利用者の利便性、現地の電力事情、環境社会への影響等を行い、施設計画に反映する。

③ 自立可能な施設整備

本プロジェクトは、既存施設を解体・撤去し、同サイトに新たな施設を建築することを主とする。プロジェクトで対象とする施設は、陸上施設（建屋）、給水設備、飼育水槽及び調査船用の設備としてのスリップウェイ及び係船岸壁改修、外構工事から構成される。パラオ海洋養殖普及センターの自立的な運営を確保するために、種苗生産活動、普及活動、ラボラトリーにおける検査活動、既存施設の解体・撤去等の先方負担事項に関する予算措置及び実施体制を詳細に確認した上で、先方の研究体制（人員や研究者のレベル等）も踏まえ、適正な規模の施設を計画する。

（５）機材仕様

- ① 機材の仕様設定においては、既存施設における現有機材、メンテナンスの容易性を考慮しつつも、入札における競争性を阻害することのないように留意する。
- ② 検査用機材については、検査体制及び運営経費等を踏まえ必要性を慎重に検討し、維持管理可能な適切な内容を検討する。
- ③ 普及用機材については、普及体制及び普及計画等に基づき必要性を慎重に検討し、必要な機材を選定する。

（６）運営維持管理体制

- ① 運営維持管理体制について、パラオ海洋養殖普及センターの現在の運営体制等を基に、類似案件の教訓も踏まえて、パラオ側と実施体制について検討し、その妥当性や体制設立手続き、予算措置、スケジュールを確認する。
- ② 天然資源海洋観光省・海洋資源局（Bureau of Marine Resources (BMR), Ministry of Natural Resources, Environment and Tourism）（以下、BMR）が本プロジェクトの責任官庁で、事業完了後の運営・維持管理責任については、引き続き BMR が担うことが想定されている。については、本プロジェクトの責任官庁及び実施機関の詳細を確認する。
- ③ パラオ海洋養殖普及センター改修後は、シャコガイ種苗の増産が計画されているが、種苗の流通体制について、パラオ側の計画を確認するとともに必要な流通体制について提言を行う。

（７）環境社会配慮

本計画により想定する事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）」（以下、「JICA 環境ガイドライン」）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断さ

れるため、カテゴリ-Bに分類される。

基本的には、住民移転及び用地取得も発生しないと考えられているが、本業務において詳細を確認する。

本業務では、JICA 環境ガイドラインに基づき、環境社会配慮面からの代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。また、環境許可取得までの日程案・具体的申請内容等について確認する。

(8) 我が国無償資金協力制度の説明

2004 年以降、パラオに対する我が国の無償資金協力は、本プロジェクトにて 9 件の支援となる。ついては、相手国側負担事項に関する考え方や必要となる手続き面につき、説明・確認を行う。

(9) 「無償資金協力に係る報告書作成のためのガイドライン」(2012 年 11 月改訂版) (以下、「無償報告書ガイドライン」)

本業務において報告書・提出物等を作成する際には、同ガイドラインを踏まえることとする。(http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/)

(10) その他

- ① 公租公課および免税措置について調査し、相手国側負担事項について合意する。
- ② 広報効果発現のために有効な措置とその計画について検討する。

6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

現時点で想定される調査の内容は以下のとおりであるが、業務を効果的・効率的に実施するために必要な調査方法・手順等（国内準備作業、現地作業、帰国後整理期間の区分を含む）をプロポーザルの中で具体的に提案すること。

(1) 国内準備作業

- ① 要請書等を踏まえ、「パラオ海洋養殖普及センター施設改善計画」の背景及び経緯を把握する。さらに、要請内容を無償資金協力で実施するにあたっての必要性及び緊急性を検証・分析する。
- ② 国内で入手可能な資料、統計データ等から、パラオ国の国家開発計画、水産セクターに関する開発計画、水産セクター及び水産養殖に関する現状や概要、他ドナーの援助動向、本計画に関連する社会経済状況を把握する。具体的には、1996 年策定のパラオ共和国経済開発計画 (Palau 2020 National Master Development)、さらに中期的計画として、2009 年のアジア開発銀行 (ADB) とのパートナーシップ戦略 (Country Partnership Strategy: Palau 2009-2014) など関連政策等の関連政策及び計画を把握し、パラオの水産セクターの上位計画及び本プロジェクトの位置づけについて確認する。
- ③ これまでパラオ国において水産セクターで実施された我が国の協力の実績を把握し、本プロジェクトとの関連を分析する。また、実施済み無償資金協力案件につい

ては、協力準備調査報告書や基礎調査報告書等から同国において無償資金協力を実施するに当たり参考にすべき点や留意すべき点を抽出する。

- ④ 上記①～③を踏まえた上で、調査全体の方針・方法の検討、現地調査項目の整理及び調査計画の策定を行う。
- ⑤ 上記①～④を踏まえ、インセプション・レポート及び質問票を作成する。質問票は、当機構パラオ支所を通じて事前配布を行う。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

当機構が派遣する調査団員（総括、海洋養殖開発計画、計画管理）と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を相手国政府関係者に説明し、内容について協議・確認する。

(3) 基礎情報の収集・確認

国内準備作業において取りまとめた各種情報に加え、事前に当機構パラオ支所を通じて配布した質問票の回収・分析を通じて、現状を把握する。さらに、相手国政府関係機関、他ドナー、技術協力専門家等から最新の情報を聴取する。

(4) プロジェクトを取り巻く状況に関する調査

① プロジェクトの必要性、妥当性及びパラオ海洋養殖普及センター活用計画に関する調査

ア) パラオ国におけるシャコガイ等貝類の需給動向について調査するとともに、政府関係者、市場関係者、消費者等の聞き取りも踏まえ、将来的な同国における養殖シャコガイを始めとする貝類の需給を予測する。また、貝類養殖生産・消費拡大に関する促進要因及び制約要因の有無についても併せて確認する。

イ) パラオ国におけるシャコガイの養殖業者に対し、シャコガイの捕獲や養殖の現状を調査するとともに、漁業者や養殖業者の抱える課題や問題点を調査・分析し、同センターの活用計画に反映させる。

ウ) パラオ共和国経済開発計画 (Palau 2020 National Master Development) 及び 2009 年のアジア開発銀行 (ADB) とのパートナーシップ戦略 (Country Partnership Strategy: Palau 2009-2014) など関連政策等の関連政策及び計画における本プロジェクトの位置づけや関連性を確認するとともに、パラオ側が考える本プロジェクトの実施方針、本プロジェクトで想定している同センターの活用計画について確認する。

② プロジェクトの実施体制に関する調査

ア) 本プロジェクトには、実施機関となるパラオ海洋養殖普及センターの他、責任官庁である天然資源環境観光省・海洋資源局などが重要な役割を果たすと考えられる。これら組織の所掌、権限、人員、予算の変遷を調査し、プロジェクトを実施する場合に、各機関の果たすべき役割を明確にする。特に、予算措置については、パラオ共和国経済開発計画及びアジア開発銀行 (ADB) とのパートナーシップ戦略との関係において、どのように変遷しているかを分析する。

イ) 実施機関となるパラオ海洋養殖普及センターは、1984 年に整備が開始されたもので、施設は建設後 30 年を経過しており、経年劣化による老朽化が著しい。同セ

ンターの施設の現状を調査し、同センターの現行の研究・試験の技術レベルを把握するとともに、施設や研究・試験機材の維持管理能力について分析する。

- ウ) パラオ海洋養殖普及センターの整備・運営方針、生産されるシャコガイ等貝類の種苗の現況(品種、種苗販売及び天然域への放流)、シャコガイ養殖業者の属性(業者数、養殖方法・規模、出荷先、収入)、養殖シャコガイの流通の実態等を確認し、本プロジェクトの実施の妥当性を検証の上、同センターの備えるべき機能及び適正な規模を検討する。また、パラオ側による同センターの具体的な運営方針を確認する。
- エ) 既存施設・機材に係る課題を調査のうえ、相手国政府との協議及び施設利用者に対するインタビュー調査等を行い、各要請コンポーネントの優先順位を確認するとともに、要請内容の必要性、妥当性、優先度を分析・検討する。
- オ) 無償資金協力の定量的及び定性的効果並びに評価指標及び目標値を検討し、その策定・活用のためのベースライン調査を実施する。なお、ベースライン調査で網羅すべき調査項目とその調査方法につきプロポーザルで提案すること。
- カ) 他ドナーの支援の動向につき状況を確認し、現状を把握する。特に台湾が支援するハタの種苗生産、2010年からFAOが支援しているシャコガイ養殖事業、さらに、2013年に Secretariat of the Pacific Community (SPC)が現地調査を行い、これに基づき実施されているシャコガイ養殖支援の実施状況、今後の予定について確認し、本プロジェクトとの重複を避けるとともに、連携の可能性を検討する。

③ プロジェクトサイトの調査

- ア) プロジェクトサイトの工事用地を含む土地確保及び土地利用状況を確認するとともに、土地の所有権について書面をもって確認する。加えて、本プロジェクトの実施における土地利用に関する問題の有無及び必要な手続きを確認する。さらに、水域利用に関しても同様の確認を行う。
- イ) プロジェクトサイトにおける電力、上水道、排水系統、通信等の基礎インフラの整備状況・整備計画を確認する。
- ウ) 本プロジェクトで整備が想定されている施設及び機材については、既存施設での利用状況及びプロジェクト実施後の利用が期待されている受益者との意見交換等を踏まえ必要性を検討する。想定されている主な施設及び機材は、「2. プロジェクト概要(3) 我が国への要請概要」記載の通り。
- エ) 要請内容及びプロジェクトサイトの自然・社会・地理条件等の諸状況を踏まえ、施設設計及び施工上の留意点を検討する(施工時の既存建造物についての対応を含む)。必要に応じて、施設・設備・機材計画の変更についてパラオ側と協議する。

(5) 現有施設の利用状況調査

- ① 現有施設においては、シャコガイ養殖業者のみならず、施設見学者等多くの関係者が出入りする。よって、現有施設の利用状況調査を実施し、現況を定性的・定量的に把握する。
- ② 給水設備については、貯水タンクの容量が小さく、揚水した海水を飼育水槽全体へ十分供給することができていない。また、給水管も細いことから、タンクから飼育水槽へ供給される際、飼育水槽に届くまでに水温が高くなり、シャコガイ等貝類

の飼育に悪影響を与えている。さらには排水管も細いため中に貝殻や泥で目詰まりを起こしている。以上のことから、現状調査を実施し、現況を定性的・定量的に把握する。

- ③ 飼育水槽については、長年の使用により、飼育水槽がひび割れており、陥没している箇所もある。これら破損箇所から漏水で水槽内の水量を保つことができない。国連開発計画 (UNDP) の資金で飼育水槽の簡易的な補修を行っているが、この補修は根本的な解決に至っておらず、数年後には再び同じ状況に陥ることが懸念される。以上のことから、現況を定性的・定量的に把握する。
- ④ 調査船用の設備については、海洋養殖普及センターは小型調査船を所有しており、この調査船が接岸する場所はあるが、調査船に係留させる桟橋や進水させるスリップウェイがない。そのため調査船を使った普及活動などを行う際、同センターから離れた港まで調査船を船台に乗せて移動し、その場で船を降ろす必要があり、この作業に係る時間と労力の負担が大きい。以上のことから、調査船下架場所のアクセス性、調査船を使った普及活動の実態、調査船のサイズ、重量、調査船移動に係る時間・経費等を調査し、現有の係船岸壁の利用状況調査を実施し、現況を定性的・定量的に把握する。
- ⑤ その他周辺施設（下水処理場、アクセス道路を含む）についても、現況を定性的・定量的に把握するとともに、課題があれば抽出・分析する。

(6) 運営維持管理体制の調査

- ① 実施機関のプロジェクト実施体制、人員配置計画、予算措置、維持管理に係る技術的能力及び財務状況等を調査する。
- ② パラオ海洋養殖普及センターの運営資金及び利用できる基金、不足時の財政措置及び予算執行上の必要な手続を確認する。2013年7月、シャコガイ種苗の持続性確保プロジェクト基金 (Giant Clam Seed Sustainability Project Fund) が法律で定められ、シャコガイの輸出時に課金がなされ、基金が積み立てられている。基金は、シャコガイの種苗生産や中間育成に必要な資機材等の購入に活用されており、詳細を確認する。
- ③ 既存の種苗生産施設の定期点検など保守・維持管理の実施状況を調査するとともに、整備台帳、スペアパーツの購入状況など、技術支援検討の基礎材料となる現状の問題点を整理する。
- ④ 本計画の実施により発生する追加の person 費、光熱水費、日常的な維持管理費に加え、中長期的な施設・機材更新のための必要積立額なども勘案の上、シャコガイ販売収入等の計画内容を精査する。これらの情報を基に持続的かつ健全な計画施設運営のための収支計画案を策定する。
- ⑤ 上記を取りまとめ、適切な運営・維持管理計画を検討する。

(7) 自然条件調査

本業務にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、予定サイトにおいて、以下に示す自然条件調査を実施し、施設計画、施工計画に反映させる。また、現地再委託にて実施することも可とする。

- ① 本計画サイトの立地及びその周辺における自然条件（地形、地質、気象等）について、既存データを収集する。
 - ② 海洋土木（係船岸壁、スリップウェイ）に関するサイト周辺の自然条件（地形、地質、水質、気象、海象、サイクロン発生率等）に係る既存データの収集及び解析、PMDG 関係者へのヒアリング、目視、簡易な計測等による自然条件調査を実施する。
 - ③ 上記を踏まえ、本計画による施設計画の妥当性を評価するとともに、必要に応じて、代替案を検討する。
 - ④ 具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、プロポーザルで提案する。また、上記項目以外に必要と判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案する。
- (8) シャコガイ種苗生産・流通に係る調査
- ① プロジェクトサイトにおけるシャコガイ等貝類の種苗生産の現状及び将来の見通しをインタビュー調査及び既存統計資料等をもとに確認する。
 - ② プロジェクトサイトからの出荷されるシャコガイ種苗の流通実態（流通経路、流通量、販売価格（卸売・小売等）、取引形態、販売拠点等）を確認し、流通フロー図として取りまとめる。
 - ③ パラオ海洋養殖普及センターでは、生産されるシャコガイ種苗の有償販売が計画されているが、シャコガイの成長を考慮した養殖業者が経営的に成り立つ種苗価格の設定及び種苗販売による同センターの収支の試算結果を踏まえ、同センターの自立的な運営の可否を検討する。
 - ④ パラオ海洋養殖普及センターによる天然水域へのシャコガイ種苗の放流事業、本プロジェクトとシャコガイ養殖業者及び漁業協同組合との連携の可能性を検討する。
 - ⑤ プロジェクトサイトにおける種苗生産技術者等全スタッフに関する情報を収集する。
 - ⑥ 上記をもとに、プロジェクトサイトにおける種苗生産に係る課題を抽出する。
 - ⑦ 本プロジェクトにより天然シャコガイの乱獲がどのように改善し、養殖シャコガイの流通が定量的・定性的にどのように変化するか、詳細に分析する。
- (9) 環境社会配慮に係る調査
- ① 「JICA 環境ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/environment/guideline/>)に基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリーB 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。また、調査結果を整理する形で、上記ガイドライン<参考資料>の環境チェックリスト案を作成する。
 - ② 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。
 - ア) ベースとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境及び経済社会状況等）の確認
 - イ) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
 - a 環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等
 - b 「JICA 環境ガイドライン」との乖離及びその解消方法

○ 関係機関の役割

- ウ) スコーピング（事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施
- エ) 影響の予測
- オ) 影響の評価及び代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討
- カ) 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- キ) 環境管理計画（案）・モニタリング計画（実施体制、方法、費用など）（案）の作成
- ク) 予算、財源、実施体制の明確化
- ケ) 環境管理計画・モニタリング計画（実施体制、方法、費用など）の作成

(10) 土木設計調査

- ① 係船岸壁改修については、作業効率等現状・課題の確認、調査船等をパラオ側との協議等を踏まえ確認し、適当な水深、水面から岸壁面までの高さ及びその費用対効果等を検討のうえ、材料、構造、規模、仕様を計画する。なお、係船岸壁に給水、給電などの設備が設置される計画があれば、事前に給水設備・給電設備のルート・設置場所をパラオ側と調整する。
- ② スリップウェイについては、ニーズ調査結果の分析及び近隣における上架施設の有無を確認した上で、その必要性に対する初期的な評価を行い、導入の必要性が高いと判断された場合には、関連調査結果に基づく適切な設計基準を設定し、費用対効果の観点からも、延長、材料、構造、仕様について複数案を比較検討し、最適な設計・構造を計画する。その際には、計画サイトの自然条件・周辺環境への影響の可能性にも十分に配慮する。

(11) 施工計画調査

- ① 施設配置は、一連の動線に配慮するとともに、利用者の利便性に極力差が生じないように計画する。
- ② 施設については耐久性に留意し、先方による維持管理が可能な内容、構造、規模、仕様とする。また、シャコガイ等貝類の種苗を生産する施設であることから、衛生管理が容易な施設計画を検討する。
- ③ 本計画では高架水槽棟の建設が含まれるが、高架水槽に貯水することで海水の温度上昇が懸念されるため、維持管理及びコストを踏まえ、養殖槽により適切に配水する方法を検討する。
- ④ 関連法規、規制、電気・水の供給状況、気象事情を考慮の上、適切な施工計画を策定する。
- ⑤ 同センターの種苗生産技術者の活動への影響を極力生じさせないように施工計画を策定する。
- ① 工事中のアクセス道路・フェンス等の整備を先方負担事項として検討する。
- ⑦ 維持管理に影響を及ぼす可能性のある塩害について調査を行い、施設の塩害を考慮した設計とすること。また、資機材の維持管理費の算出にあたっては塩害対策を含めて行い、計画内容の妥当性を検討すること。

(12) 機材計画調査

- ① 機材の選定には、実施機関の技術レベル、メンテナンスの容易さ（代理店、アフターケア及びサポート体制、スペアパーツの入手性等）を十分に考慮し、計画に反映させる。また、技術的・予算的負担の軽減を考慮し、維持管理費用が継続的に見込まれる機材については、その妥当性や規模・仕様を慎重に検討する。
- ② ラボラトリー用機材は、検査業務の現状等に鑑みて、本プロジェクト施設に整備することの妥当性を慎重に検討する。整備の検討に際し、現有のラボラトリーの課題を確認し、人員配置及び消耗品購入等の検査業務への予算措置を調査した上で計画する。

(13) 調達事情調査

- ① 現地施工業者の施工能力、技術力、要員、建設機械の保有状況を確認する。
- ② パラオ国内における建設事情、建設資材・関連機材の調達事情及びスペアパーツの流通事情を確認する。
- ③ 資機材・消耗品等の現地調達のほか、他国（日本又は第三国）調達を含めた調達先、価格（輸送費及び輸入経路を含む）、アフターサービスの体制等について調査する。
- ④ 上記の結果、消耗品の入手容易性、アフターサービスの内容等も含め十分に考慮した上で資機材の調達方法について検討する。

(14) 相手国政府負担事項の検討

プロジェクトの実施にあたり相手国側負担とされる手続き事項（免税措置、便宜供与、各種建設許可の取得等）の他、プロジェクトの中で我が国の無償資金協力の対象として検討する事業（以下、「協力対象事業」という。）の円滑な実施のために必要となる各種事業（電気、水道の整備、アクセス道路の整備等）について相手国と協議の上、相手国側負担とすることの妥当性を検討する。

具体的には、現有施設内の旧冷蔵庫棟など全ての既存施設の解体・撤去、各種建設許可の取得、アクセス道路の確保、電気設備の引き込み等のプロセス、各手続における関係省庁を明確にし、その着実な実施をパラオ政府に要請し、確約を取り付ける。

なお、施設建設期間中、海洋養殖普及センター施設内で育成中のシャコガイ種苗を一時的に他の場所に移転する場合は、移転に係る経費は相手国負担とする。

さらに、無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか、現地で調達する資材や業者へはどのような税金が含まれ、免税をどのような方法において実現するのかを詳しく調査する。なお、下請け業者等の税金が技術的にどうしても分離できない場合には、その理由を詳しく調査する。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国政府負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算とともに事業実施時の相手国政府負担事項の根拠となる。

また、免税情報は事務所にて蓄積していくことが望ましいために、調査開始時点で事務所と協議し、情報収集と情報アップデートについて事務所と合意する。調査終了

時には必ず事務所へ報告する。

(15) ソフトコンポーネント計画の策定

同センター運営の現状を踏まえつつ、援助効果を増大のために改善が必要と考えられるものについては、先方と協議の上、ソフトコンポーネント計画を検討する。検討に際しては、「ソフトコンポーネント・ガイドライン 第3版(2010年10月)」に従うこととし、ソフトコンポーネント計画書を作成してJICAの確認を得る。また、ソフトコンポーネントとは別に、業者が行う初期操作指導、運用指導についても適切に計画する。

(16) プロジェクトの運営・維持管理計画

天然資源環境観光省・海洋資源局が所管するパラオ海洋養殖普及センターの現状を踏まえ、本プロジェクト実施のための要員の配置に係る経費や施設・機材の保守・修理に要する経費など、プロジェクトを運営していくために必要な費用を分析し、実施機関で手当てすべき予算額を検討する。また、その予算の手当の方法、実施機関の予算額に対する割合などからプロジェクトの実施可能性を検討する。

(17) ジェンダー課題等に対する調査

- ① ジェンダー課題に関する情報を収集し、ジェンダー格差の状況を把握する。
- ② 施設設計(設計仕様、トイレなど)に対する具体的なジェンダー配慮事項及び車椅子利用者や高齢者などが利用しやすいバリアフリー対策を提案する。

(18) 安全対策

施工時の安全対策にあたっては、本業務において相手国の法律・基準を確認するとともに、「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」(以下、「安全管理ガイドンス」)の趣旨を踏まえて調査を行い、先方政府の理解の獲得を図る。施工計画の策定に際して、工事中の安全及び治安の確保について、安全管理ガイドンスの安全施工技術指針に留意するとともに、パラオ国の他案件の事例も踏まえて必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。施工業者の労働災害防止、住民・通行者等第三者の安全確保等に配慮した安全対策を含む施工計画を作成する。

(19) プロジェクトの評価/事業効果指標の設定及びベースラインデータの測定

プロジェクトの評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年を目途とした目標年の目標値を設定する。

なお、本プロジェクトについては、定量的指標の候補として、①パラオ海洋養殖普及センターのシャコガイ等貝類の種苗生産量、②シャコガイ等貝類の種苗生産における幼生生残率、③同センターにおける海面養殖に係る研究レポート数、④同センターにおける中間育成向けの種苗出荷量、⑤同センターにおける訪問者数、⑥同センターにおける貝殻等の販売額、⑦同センターにおいて生産される種苗を用いてシャコガイ

養殖に携わる養殖業者数、⑧観光産業における養殖シャコガイの消費量、⑨養殖シャコガイの輸出量等を想定している。

(20) 国内解析作業

① 現地調査結果の整理

ア) 概略設計の概要、本プロジェクトについて協力可能な内容、規模、範囲を検討する。

イ) 帰国報告会に参加し、調査結果を報告する。

② プロジェクトの計画策定

ア) プロジェクトの概要

現地調査の結果を踏まえ、帰国後 10 日以内に現地調査結果概要を、「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」(2012 年 11 月改訂版)を参照して作成し、帰国報告会にてこれを説明する。

イ) 協力対象事業の概略設計

帰国後 30 日以内を目処に第 1 回設計・積算方針会議を開催し、プロジェクトコンポーネント等の概略設計方針について JICA 関係者と協議を行う。帰国報告会及び設計・積算方針会議での議論を踏まえ、「協力対象事業」の計画策定(概略設計)を行う。なお、設計に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル(試行版)(2009 年 3 月)」(http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/sekisan_01.html) (以下、「設計・積算マニュアル」)を参照して設計総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

a 設計方針

関係機関と協議をした結果のほか、現地調査で明らかにした自然環境条件、現地の建設・調達事情、実施機関の予算や体制から推測する施工後の運営・維持管理等についての対応(設計)方針を整理する。

b 基本計画

上記を踏まえ、以下の項目を含む協力対象事業の基本計画を作成する。

(a) 施設配置計画

(b) 建築計画

(c) 機材計画

c 概略設計図の作成

d 施工計画/調達計画の作成

以下の項目を含んだ施工・据付計画・調達計画を作成する。

(a) 施工方針/調達方針

(b) 施工上/調達上の留意事項

(c) 施工区分/調達・据付区分(先方負担工事との区分)

(d) 施工監理/調達監理計画

(e) 品質管理計画

(f) 資機材等調達計画(搬入経路、現場間の移動方法含む)

- (g) 初期操作指導・運用指導等計画
- (h) ソフトコンポーネント計画
- (i) 実施工程（資機材調達に要する期間等を考慮）等

③ プロジェクトの概略事業費

上記②で作成した計画に対し、プロジェクトの中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費及びプロジェクトの運営・維持管理費の概略事業費を積算する。積算にあたっては、それが無償資金協力の事業費に採用されることや、入札予定価格の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過大・過小のない適正な「積算」としなければならない。積算にあたっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、当機構に対しその内容を説明し、確認を取ることにする。

ア) 準拠ガイドライン

積算総括表の作成及び具体的積算にあたっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）（2009年3月）」の補完編を含め、参照の上作成すること。

イ) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出にあたっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2012年11月改訂版）」に記載する様式にとりまとめ、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

ウ) 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成し、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

- a 実施時期
- b 事業費（総事業費及び内訳）
- c 概略の仕様
- d 入札方法（PQ基準、国際入札／国内入札等）
- e 契約条件（総価方式／BQ方式、支払い条件（履行保障の有無等）等）
- f 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

エ) 予備的経費

本計画に関する予備的経費の計上について、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これを当機構に提供する。当機構が算定した予備的経費率を概略事業費に反映させる。

- a 経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）
- b 工事量変動にかかるリスク
- c 自然条件にかかるリスク（洪水等）
- d 現地政府のガバナンスにかかるリスク
- e 治安状況にかかるリスク

(2 1) 協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(2 2) その他特に留意すべき事項

- ① 公租公課及び免税措置について調査し、先方政府負担事項について合意する。
- ② 広報効果発現のために有効な措置とのその計画について、検討する。
- ③ 調査終了後、5年後及び10年後に施設、機材の活用状況について調査するとともに、必要に応じて適当な時期に事後評価を実施する予定である。

(2 3) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する。

(2 4) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容について当機構と協議する。

(2 5) 事業概要の本邦企業への説明

相手国政府関係者との説明・協議前に本邦企業（一般社団法人 海外建設協会等の業界）へ事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情等の事業実施に重要なポイントの成果を説明する。企業側から質問等が出た場合には、当機構と対応を協議する。

(2 6) 準備調査報告書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）をパラオ側関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概算事業費を含む）。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、パラオ側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(2 7) 準備調査報告書等の作成

パラオ国関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- ① 概略事業費（無償）積算内訳書
- ② 概要資料
- ③ 準備調査報告書

- ④ デジタル画像集
- ⑤ 進捗報告書 (Project Monitoring Report) の初版

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5) から (9) を成果品とする。

なお、以下に示す部数は、当機構に提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- (1) 業務計画書 : 和文 2 部
- (2) インセプション・レポート : 和文 2 部
: 英文 8 部 (うち先方政府分 6 部)
- (3) 現地調査結果概要 : 和文 2 部
- (4) 準備調査報告書 (案) : 和文 2 部
: 英文 8 部 (うち先方政府分 6 部)
- (5) 概略事業費 (無償) 積算内訳書 : 和文 2 部
(※コスト縮減検討資料、事業費ドナー比較資料を含む。)
- (6) 機材仕様書 : 和文 2 部
: 英文 2 部
- (7) 概要資料 : 和文 1 部及び CD-R 1 枚
(※完成予想図を含む。)
- (8) 準備調査報告書 : 和文 (製本版) 7 部及び CD-R 2 枚
(※完成予想図を含む。) : 英文 (製本版) 2 部及び CD-R 2 枚
: 和文 (簡易製本版) 2 部及び CD-R 1 枚
- (9) デジタル画像集 : CD-R 2 枚 (デジタル画像 40 枚程度)
- (10) 進捗報告書 (Project Monitoring Report) の初版 : 英文 3 部

注 1) 「(1) 業務計画書」については、共通仕様書第 6 条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注 2) 上記 (5) については「設計・積算マニュアル (試行版)」(2009 年 3 月) の補完編を、その他 (2) ~ (4) 及び (7) ~ (9) については「無償報告書等ガイドライン (2012 年 11 月改訂版)」

(http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/) を参照することとする。

注 3) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、仏文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する仏文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

注 4) 準備調査報告書 (和文: 製本版) には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書 (和文: 簡易製本版) を作成する。

注 5) 報告書類の印刷、電子化 (CD-R) については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン (2010 年 3 月)」を参照する。

注 6) 特に記載のないものはすべて簡易製本 (ホッチキス止め可) とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画（案）

2015年10月下旬より国内事前準備を開始し、2015年11月上旬より第1次現地調査を行う。帰国後に国内解析を実施し、2016年4月下旬までに概略事業費積算を行い、2016年5月上旬には準備調査報告書（案）説明のための第2次現地調査（報告書案説明）を実施する。さらに、2016年5月中旬までに準備調査概要資料、2016年6月30日までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

年度	2015年度					2016年度					
月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
事前準備作業			<input type="checkbox"/>								
現地調査				■							
現地調査結果概要						▲					
国内解析作業						■					
協力準備調査報告書（案）の説明・協議										■	
準備調査概要資料										▲	
準備調査報告書											▲

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途：約20.03M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

- ① 業務主任／水産養殖・研究計画／運営・維持管理計画（2号）
- ② 施設建築計画（3号）（語学力・対象国経験評価せず）
- ③ 養殖設備設計計画（3号）
- ④ 土木計画
- ⑤ 施工計画／調達計画／積算
- ⑥ 自然条件調査／環境社会配慮／事業効果測定

注) 業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。また、上記格付は目安であり、これと異なる格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

3. 配布資料/公開資料等

(1) 配布資料

「パラオ海洋養殖普及センター施設改善計画」要請書。

(2) 公開資料

本業務に関する以下の資料が、当機構図書館のウェブサイトで閲覧可能です。

- ① 「パラオ共和国水産物流通改善計画基本設計調査報告書」(1995年)
<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=46&method=detail&bibId=0000033667>
- ② 「パラオ共和国北部地域小規模漁業振興計画基本設計調査報告書」(1996年)
<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=42&method=detail&bibId=0000038508>
- ③ 「パラオ共和国北部漁村施設整備計画基本設計調査報告書」(1997年)
<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=40&method=detail&bibId=0000039344>
- ④ 「パラオ共和国珊瑚礁保全研究センター建設計画基本設計調査報告書」(1998年)
<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=38&method=detail&bibId=0000042754>
- ⑤ 「パラオ共和国ペリリュー州漁村開発計画基本設計調査報告書」(1998年)
<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=37&method=detail&bibId=0000042658>

4. 当機構からの参加団員の構成と現地調査行程(案)

(1) 第1次現地調査(概略設計)

- ① 団員構成：総括(JICA)
海洋養殖開発計画(JICA)
計画管理(JICA)
- ② 調査行程：約10日間
- ③ 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、本プロジェクトの協力目的・範囲、実施体制等を検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。(当機構側参加団員は、コンサルタント現地調査開始後の約2週間後の現地入りを予定している。また、当機構職員の調査期間については、原則、業務従事者が利用する車両を供用する。)

(2) 第2次現地調査(報告書案説明)

- ① 団員構成：総括(JICA)
- ② 調査行程：約10日間
- ③ 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、本プロジェクトの内容(計画設計の基本方針案)について検討し、双方の確認・合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。(当機構職員の調査期間については、原則、業務従事者が利用する車両を供用する。)

5. 現地再委託等

- (1) 以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する現地の機関、コンサルタント、NGO、現地施工業者等に再委託して実施することができる。コンサルタントは、業務内容を勘案の上、効率性、経済性を考慮した効果的な配置についてプロポーザルにて提案する。また、以下の自然条件調査に係る経費は、現地再委託又は本体契約の直営実施のいずれによる場合に関わらず別見積りとする。(ただし、本体契約の直営実施の場合には直接人件費、その他原価及び一般管理費の別見積り計上は認めない。)
- ① 海象・海底調査
 - ② 地下水調査
 - ③ 地形測量
 - ④ 地質調査
 - ⑤ 地盤調査
 - ⑥ 気象調査
 - ⑦ 水質調査
- (2) 現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン(2012年4月版)」に則り、選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督・指示を行うこと。
- (3) プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品検査の方法等、具体的な提案を可能な範囲で行うこと。
- (4) これら再委託業務については、別見積りとする。

6. その他の留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本プロジェクトが我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、当機構は本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、相手国政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画及び要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」(2013年11月版)の様式-2及び様式-3を準用した表を添付する。

(2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は、総括団員滞在期間中、原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(3) 複数年度契約

本業務については、年度を跨る契約(複数年度契約)を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても

年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(4) 業務用資機材の輸出管理

本業務の実施のために、現地調査に際して本邦から携行する受注者所有の資機材のうち、受注者が本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行うものとする。

(5) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA パラオ支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所（及び支所）と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(6) 不正腐敗の防止

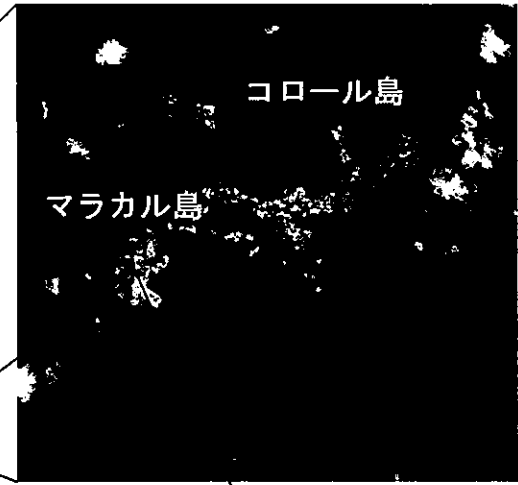
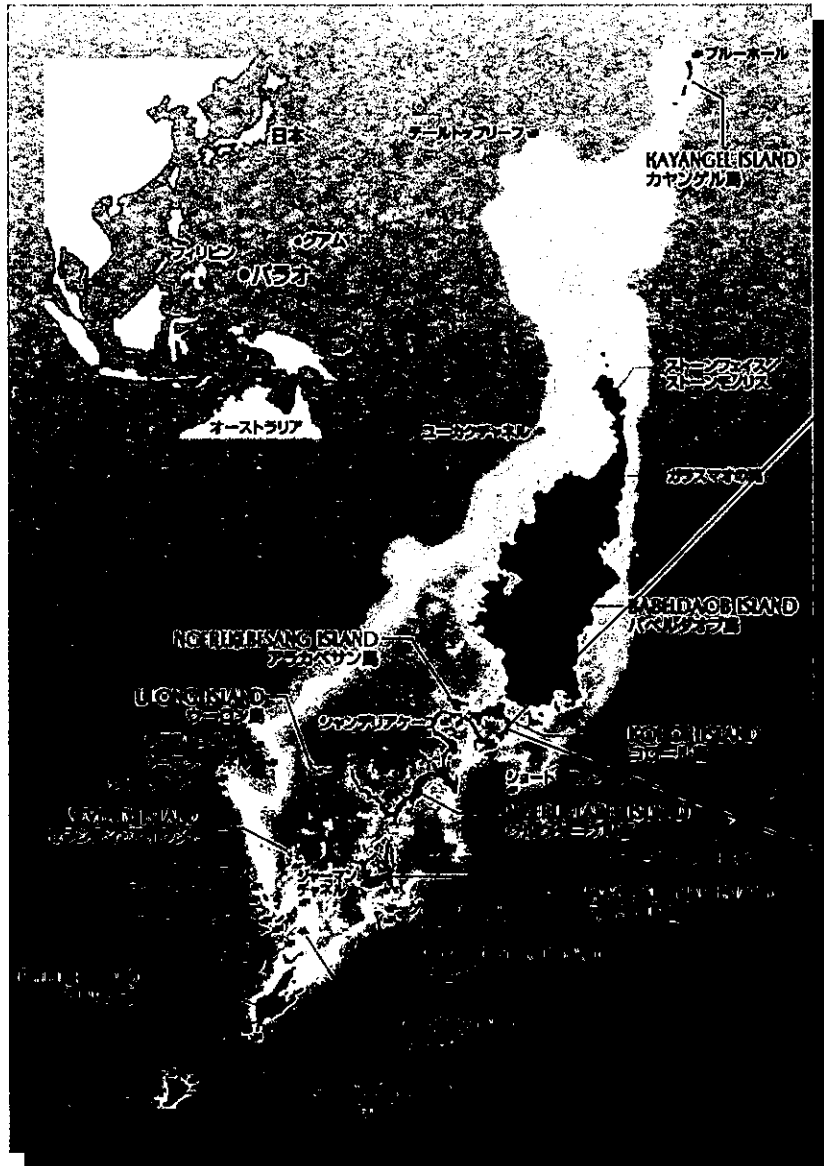
本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

別紙1 プロジェクトサイト位置図

別紙2 自然条件調査仕様書

別紙1 プロジェクトサイト位置図



パラオ共和国、マラカル島と PMDC (赤枠内) の位置

パラオ国海洋養殖普及センター施設改善計画準備調査にかかる
自然条件調査仕様書

1. 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造及び規模を決定し、設計・施工計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を的確に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果等）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述することとする。

また、調査計画の策定にあたっては、JICA 環境社会配慮ガイドラインの内容と齟齬がないよう留意する。

2. 調査項目

本調査においては、以下の自然条件調査を想定している。

(1) 海象・海底調査	
調査目的	適切な濃度の海水の沿岸部海上部における取水か取水施設の可能性を検討する。
調査内容	波浪、潮流、漂砂、干満差、深淺調査
(2) 地下水調査	
調査目的	沿岸陸上部において、貝類養殖に適した海水を得るための井戸設置可能性を検討する。
調査方法	ボーリング（複数本）、水位、水質調査、電気探査、揚水試験
(3) 地形測量	
調査目的	陸上施設の計画、設計及び施工上必要な陸上地形を把握する。
調査方法	平板測量、水準測量
(4) 地質調査	
調査目的	陸上施設の計画、設計及び施工上必要な地質状況を把握する。
調査方法	地表踏査、ボーリング（2～3本程度を想定）、圧縮試験、pH 試験
(5) 地盤調査	
調査目的	施設建設の位置決定の判断材料を入手する。 構造物の基礎の検討を行う。
調査方法	平板載荷試験またはサウンディング
(6) 気象調査	

調査目的	プロジェクトサイト周辺の気象状況を把握し、プロジェクトへの影響の度合いを検討し、施設計画・施工計画に反映する。
調査内容	気温、湿度、雨量、日照時間、風向、風速、自然災害履歴
(7) 水質調査	
調査目的	プロジェクトの前提条件となる貝類飼育に適した地下水や海水の水質の確保可能性を調査する。
調査内容	年間を通じた以下の項目 塩分濃度、水温、金属イオン、化学物質汚染、溶存酸素量、貝毒 プランクトン、害敵生物の発生状況、pH

3. 成果品

報告書（調査概要、各種図面、調査結果）

以上